

政令番号340 ビフェニル

各都道府県での届出事業所以外からの「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成25年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下事業所	自動車等移動体	塗料	洗剤・化粧品等	農薬登録製剤	登録製剤以外殺虫剤	その他	
1	北海道							1.0E+1	10.3
2	青森県							2.1E+1	20.5
3	岩手県							4.1E+0	4.1
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県							4.1E+0	4.1
7	福島県							6.2E+0	6.2
8	茨城県							5.5E+1	55.4
9	栃木県							2.5E+1	24.6
10	群馬県							6.2E+0	6.2
11	埼玉県							4.1E+0	4.1
12	千葉県							1.6E+1	16.4
13	東京都								
14	神奈川県							2.1E+0	2.1
15	新潟県								
16	富山県							2.1E+0	2.1
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県							1.6E+1	16.4
23	愛知県							1.0E+1	10.3
24	三重県							2.1E+0	2.1
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府							4.1E+0	4.1
28	兵庫県							2.1E+0	2.1
29	奈良県								
30	和歌山県							2.1E+0	2.1
31	鳥取県							4.1E+0	4.1
32	島根県								
33	岡山県							4.1E+0	4.1
34	広島県							1.2E+2	123.0
35	山口県							5.5E+1	55.4
36	徳島県								
37	香川県							2.1E+0	2.1
38	愛媛県							1.3E+2	127.1
39	高知県							6.2E+0	6.2
40	福岡県							4.1E+0	4.1
41	佐賀県							2.1E+0	2.1
42	長崎県								
43	熊本県							4.1E+0	4.1
44	大分県							4.5E+1	45.1
45	宮崎県							1.2E+1	12.3
46	鹿児島県							2.1E+0	2.1
47	沖縄県							2.3E+1	22.6
	全国							6.1E+2	606.8